**平成２２年（フ）第２７２号**
長野市大字柳原1518番地５、前住所長野市大字柳原1490番地８
債務者　滝澤　和恵
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４２８号**
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１－323
債務者　寺家　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第１０５号**
兵庫県豊岡市出石町町分199番地　出石ハイツⅢＱ号室
債務者　笹木　泰宏
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２２年（フ）第３２９号**
徳島市蔵本元町３丁目４番地　宮城荘101号、住民票上の住所徳島市南佐古七番町８番30号
債務者　小栗　公子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２７４３号**
名古屋市東区砂田橋４丁目１番２－104号　市営砂田橋荘
債務者　スナックしかの子こと　児玉日出子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２８３４号**
名古屋市千種区内山３丁目９番１号　ザ・エステートパレス308号
債務者　三浦　博之
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２９２４号**
名古屋市天白区植田１丁目1701番地　ハイネス植田303号
債務者　アプレ・エステティックサロンこと　柴　コズエ
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８８４号**
神戸市中央区中山手通１丁目22番23号藤正ファインクラフト301号、従前の住所神戸市中央区中山手通１丁目22番23号藤正ファインクラフト205号
債務者　藤岡　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３００号**
神戸市須磨区松風町３丁目１番１－110号
債務者　幸得由紀子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３０２号**
神戸市須磨区妙法寺字上野路1068番地
債務者　幸　　拓磨
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３２１号**
神戸市長田区一番町３丁目１番地１号棟503号
債務者　山下こと　道下あい子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２７８３号**
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地の１　南台ハイツＢ５棟301号、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区東川島町37番地２　工藤方
債務者　松井　貴志
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９１１号**
神奈川県海老名市大谷南４丁目13番22－301号
債務者　阿部　勇也
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９３３号**
横浜市旭区万騎が原39番地　県営万騎ヶ原団地Ｅ棟９号米山方
債務者　井山　広子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６９１号**
川崎市川崎区大島３丁目30番７号　松栄ハイツ201、住民票上の住所横浜市南区山谷72番地の１　ハイマート横浜812号室
債務者　阿部　道子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第６９２号**
川崎市川崎区大島３丁目30番７号　松栄ハイツ201、前住所川崎市川崎区伊勢町18番７－305号　トーカンジェネラス川崎大師
債務者　舩田　文子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係